

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 19 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛
てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計
らいをお願いします。

消 食 基 第 6 7 号
令和 8 年 2 月 19 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 8 年内閣府告示第 7 号）
及び食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（令
和 8 年内閣府告示第 8 号）が本日告示され、その内容等について別添のとおり各
都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への
周知等をお願いします。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和8年内閣府告示第7号）
及び食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（令
和8年内閣府告示第8号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年
厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第十三条第
三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして
内閣総理大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質
告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いする
とともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 規格基準告示関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参
照）。

農薬イソチアニル、農薬クロフェンテジン、農薬シクロピラニル、農薬バ
リダマイシン並びに農薬及び動物用医薬品ブロフラニリド

2 対象外物質告示関係

飼料添加物アセチルシステインを人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質に追加したこと。

第2 施行期日

1 規格基準告示関係

(1) 改正後の残留基準値の適用について

告示の日（令和8年2月19日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和9年2月19日）から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬等	食品
イソチアニル	米（玄米をいう。）
クロフェンテジン	メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、バナナ及び茶
バリダマイシン	だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、レモン、グレープフルーツ及びライム
ブロフラニリド	小麦、大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、カリフラワー、ブロッコリー、ねぎ（リーキを含む。）及びその他のオイルシード（オオバコの種子、チアの種子（チアシード）及びプランタゴ・オバタの種子に限る。）

(2) 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、残留の規制対象を変更することとしているもの（「第3 運用上の注意」1参照）については、規制対象の変更についても同日から適用すること。

2 対象外物質告示関係

告示の日から施行すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。ただし、バリダマイシンは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の項1に規定する抗生

物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。

- (2) 今回残留基準値を設定する「イソチアニル」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、イソチアニルとし、畜産物にあっては、イソチアニル及び代謝物M1【3,4-ジクロロイソチアゾール-5-カルボン酸】とすること。ただし、代謝物M1はイソチアニルの濃度に換算すること。

なお、改正前の残留の規制対象は、イソチアニルであること。

- (3) 今回残留基準値を設定する「クロフェンテジン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、クロフェンテジンとし、畜産物にあっては、クロフェンテジン及び加水分解によって代謝物J【2-クロロ安息香酸】に変換される代謝物とすること。ただし、加水分解によって代謝物Jに変換される代謝物は、クロフェンテジンの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (4) 今回残留基準値を設定する「シクロピラニル」の規制対象は、シクロピラニルとすること。

なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。

- (5) 今回残留基準値を設定する「バリダマイシン」の規制対象は、バリダマイシンAとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (6) 今回残留基準値を設定する「ブロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、ブロフラニリドとし、畜産物にあっては、ブロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とすること。ただし、代謝物Bは、ブロフラニリドの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬イソチアニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	● 0.09	0.3
てんさい	○ 0.01	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.4	
なつみかんの果実全体	○ 0.2	
レモン	○ 0.5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.4	
グレープフルーツ	○ 0.2	
ライム	○ 0.5	
その他のかんきつ類果実	○ 0.5	
バナナ	○ 0.01	
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	

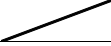
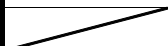
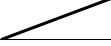
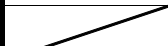
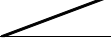
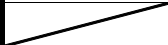
農薬イソチアニル（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬クロフェンテジン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
しろうり	○ 0.1	
メロン類果実	● 	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.1	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.1	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.5	
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.5	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.5	0.7
西洋なし	● 0.5	0.7
マルメロ	0.5	0.5
びわ	● 	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 0.5	
もも	● 	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.5	
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.5	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	0.5	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
いちご	2	2
その他のベリー類果実	0.2	0.2
ぶどう	2	2
かき	○ 0.5	0.05
バナナ	●	2
その他の果実	○ 0.5	
くり	0.5	0.5
ペカン	0.5	0.5
アーモンド	0.5	0.5
くるみ	0.5	0.5
その他のナッツ類	0.5	0.5

農薬クロフェンテジン（殺ダニ剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
茶	●	20
ホップ	○ 7	
その他のスパイス	○ 0.5	
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

- * 「びわ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果^こ梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬シクロピラニル（除草剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.01	
魚介類	○ 0.02	

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬バリダマイシン（殺菌剤／抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
とうもろこし	0.2	0.2
大豆	0.2	0.2
ばれいしょ	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
こんにゃくいも	○ 0.05	
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 1	2
はくさい	0.2	0.2
キャベツ	0.2	0.2
チンゲンサイ	○ 15	
ブロッコリー	○ 4	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.2	0.3
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	0.2	0.2
にら	0.2	0.2
セロリ	○ 2	
みつば	0.5	0.5
トマト	0.2	0.2
なす	○ 0.5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
ほうれんそう	○ 20	
しょうが	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
みかん（外果皮を含む。）	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	● 0.2	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	● 0.5	0.7
ライム	● 0.2	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	1	1
いちご	○ 1	

農薬バリダマイシン（殺菌剤／抗生物質）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
茶	○ 5	
その他のスパイス	2	2
はちみつ	○ 0.05	

* 本品目は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部
A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本品目を含有するものであってはならない。

農薬及び動物用医薬品ブロフラニド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	● 0.001	
大麦	● 0.001	
ライ麦	● 0.001	
とうもろこし	0.01	0.01
そば	● 0.001	
その他の穀類	● 0.001	
大豆	0.07	0.07
小豆類	0.07	0.07
えんどう	0.07	0.07
そら豆	0.07	0.07
らっかせい	0.07	0.07
その他の豆類	0.07	0.07
ばれいしょ	0.04	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04	0.04
かんしょ	0.04	0.04
やまいも（長いものをいう。）	0.04	0.04
こんにゃくいも	0.04	0.04
その他のいも類	0.04	0.04
てんさい	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9	9
かぶ類の根	0.04	0.04
かぶ類の葉	6	6
はくさい	2	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	○ 0.7	
ケール	10	10
こまつな	6	6
きょうな	5	5
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	● 1	2
ブロッコリー	● 1	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
チコリ	15	15
エンダイブ	15	15
しゅんぎく	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15
その他のきく科野菜	15	15

農薬及び動物用医薬品ブロフラニリド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
たまねぎ	○ 0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	● 2	3
にんにく	○ 0.05	
にら	○ 4	
アスパラガス	0.7	0.7
その他のゆり科野菜	○ 0.05	
ピーマン	○ 0.4	
その他のうり科野菜	0.04	0.04
ほうれんそう	○ 15	
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	1	1
未成熟いんげん	0.6	0.6
えだまめ	0.8	0.8
その他の野菜	1	1
みかん（外果皮を含む。）	○ 1	
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 0.4	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 0.4	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	
ぶどう	○ 3	
かき	○ 0.3	
マンゴー	○ 0.3	
その他のオイルシード（オオバコの種子、チアの種子（チアシード）及びプランタゴ・オバタの種子に限る。）	● 0.001	
茶	○ 30	
コーヒー豆	0.01	0.01
その他のスパイス	○ 6	
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2

農薬及び動物用医薬品ブロフラニリド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.03
牛の食用部分	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.8	0.8
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.3	0.3
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.03	0.03
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)

●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。